

## 7. 運営委員会

### (1) 運営委員会活動報告

第1回（平成18年度第1回）糸魚川－静岡構造線断層帯調査研究運営委員会議事概要

日時 平成18年9月5日(火) 14:00～17:00

場所 東京大学地震研究所 会議室（1号館）

議事 1. 今年度の調査観測の概要について  
2. その他

第2回（平成18年度第2回）糸魚川－静岡構造線断層帯調査研究運営委員会議事概要

日時 平成19年3月29日(木) 13:30～17:00

場所 東京大学地震研究所 会議室（1号館）

議事 1. 今年度の調査観測の報告  
2. 19年度の業務計画  
3. その他

## (2) 運営委員会構成員

### 糸魚川－静岡構造線断層帯調査研究運営委員会の構成

#### ○委員

##### 1. コア機関の研究者

東京大学地震研究所	岩崎 貴哉 (研究代表者)
東京大学地震研究所	平田 直 (サブテーマ3)
東京大学地震研究所	瀬瀬 一起 (サブテーマ6)
東京大学大学院理学系研究科	池田 安隆 (サブテーマ1)
東京工業大学	小川 康雄 (サブテーマ2)
防災科学技術研究所	笠原 敬司 (サブテーマ3)
名古屋大学大学院環境学研究科	鈴木 康弘 (サブテーマ4)
産業技術総合研究所	遠田 晋次 (サブテーマ5)

##### 2. 有識者

東北大学大学院理学研究科	今泉 俊文 (委員長)
静岡大学理学部	狩野 謙一
京都大学防災研究所	飯尾 能久
京都大学防災研究所	岩田 知孝
名古屋大学大学院環境学研究科	鷺谷 威
電力中央研究所	井上 大栄
地震予知総合研究振興会	津村 建四朗
気象庁	関田 康雄
国土地理院	西村 卓也

#### ○オブザーバー

- 1 (委託元) 文部科学省研究開発局地震・防災研究課
- 2 (事務局) 東京大学地震研究所
- 3 (研究者、有識者等)

### (3) 運営委員会規則

#### 糸魚川－静岡構造線断層帯調査研究運営委員会規則

平成17年5月19日制定

(趣旨)

第1条 この規則は、「糸魚川－静岡構造線断層帯における重点的な調査観測」を効果的に推進するため、糸魚川－静岡構造線断層帯調査研究運営委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営について定めるものとする。

(目的)

第2条 委員会は、本プロジェクトの研究に関する重要事項を審議し、関係研究機関（者）間の連携を緊密にし、もってその有効な推進を図ることを目的とする。

(任務)

第3条 前条に定める目的を達成するため、委員会は、次の各号に掲げる事項について審議し、決定する。

(1) 本プロジェクトに関わる研究計画

(2) 委員会の構成員

(3) その他、研究推進に関わる事項

(構成)

第4条 委員会の委員は、次の各号に掲げる職員の中から地震研究所長が委嘱する。

(1) 本プロジェクトに参加する者若干名

(2) 上記以外の有識者若干名

2 必要に応じて、オブザーバーの参加を認める。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置く。

2 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

(任期)

第6条 委員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠による委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第7条 委員会は、必要に応じ、委員長が招集する。

(研究支援組織)

第8条 研究の円滑な推進と機能的な連携関係を保つため、地震研究所 地震予知研究推進センター内に研究支援組織を持つものとする。

(庶務)

第9条 委員会の事務は、地震研究所において処理する。

(委員会の期限)

第10条 委員会の期限は本プロジェクトの終了までとする。

(補足)

第11条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、委員会の定めるところによる。

附 則

1. この規則は、平成17年7月1日から施行する。